後期高齢者医療制度

令和6年度・7年度の 保険料率が決まりました

後期高齢者医療制度の保険料率は、高齢者の医療の確保に関する法律により、2年に一度見直すこととされています。子育て世帯への支援金の導入や被保険者数の増加などにより医療費の増加が見込まれ、現行の保険料の基準では必要な医療給付ができなくなってしまうことから、令和6年度・7年度の保険料率などは次のとおりとなります。

問い合わせ先 市民課☎(76)0972

群馬県後期高齢者医療広域連合☎027(256)7171

●保険料率

令和5年度		
均等割額	45,700 円	
所得割率	8.89%	



令和6・7年度				
均等割額	49,100円			
所得割率	10.07%			
※激変緩和措置(令和6年度)	9.36%			

※旧ただし書き所得(前年度中の総所得金額など一基礎控除額)が 58 万円以下の人を対象に、所得割を 2 年かけて段階的に引き上げます。令和 6 年度は 9.36%、令和 7 年度 10.07% です。

●保険料賦課限度額

令和5年度			
賦課限度額	66 万円		



令和6・7年度			
賦課限度額	80 万円		
※激変緩和措置(令和6年度)	73 万円		

※令和6年4月1日より前に資格所得した人は、2年かけて段階的に引き上げます。令和6年度は73万円、令和7年度は80万円です。

●均等割額の軽減基準

消費者物価の伸び率などを考慮し、均等割額の5割および2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準が改正されました。また、保険料率(均等割額)の変更に伴い、軽減後均等割額が変更になります。

軽減割合	令和5年度	令和6年度	軽減後均等割額 (改正)
7割軽減	「43万円+ 10万円× (年金・給 与所得者の数-1)」以下	変更なし	14,730円
5割軽減(改正)	「43万円+29万円×(被保険者数)+10万円×(年金・給与所得者の数-1)」以下	「43万円+29万5千円×(被保 険者数)+10万円×(年金・給 与所得者の数-1)」以下	24,550円
2割軽減(改正)	「43万円+53万5千円×(被 保険者数)+10万円×(年金・ 給与所得者の数-1)」以下	「43万円+ 54万5千円×(被保 険者数) + 10万円×(年金・給 与所得者の数-1)」以下	39,280円

[※]均等割額の軽減は、同一世帯の被保険者と世帯主の総所得金額などの合計額で判定します。